

第9章 オンライン送達制度の見直し

1. 法改正の必要性

(1) 従来の制度

特許法第52条（査定的方式）、第189条（送達）等において送達を要する書類について、その送達は郵便により行うことが原則であるが（同法第190条において読み替えて準用する民事訴訟法第99条第1項）、特許等関係法令の規定による通知又は命令であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第5条第1項本文）。

この特定通知等について電子情報処理組織を使用して行う場合（いわゆる「オンライン送達」）は、相手方が送達を受ける意思があることを経済産業省令で定める方式による表示により確認した上で行う（特例法第5条第1項ただし書）。具体的には、これらのやり取りは、特許庁のサーバーと、相手方である出願人等がその使用するパソコンにインストールされたインターネット出願ソフト（以下「出願ソフト」という。）を通じて行われる。

また、電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等の相手方への到達時点については、特定通知等の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時に相手方に到達したものとみなしている（同条第3項）。

(2) 改正の必要性

オンライン送達においては、特例法第5条第3項に規定する要件を満たさない限り、すなわち、出願人等が出願ソフトを起動して自己のファイル

に特定通知等により送達される書類を記録しない限り、特定通知等は到達したものとみなされず、送達の効力が発生しない。このため、特許庁では、特定通知等を特許庁のサーバーに格納してから（すなわち、出願人等が受取可能な状態になってから）、10開庁日を経過しても出願人等が特定通知等を受け取らない場合は、特定通知等の電子情報処理組織を使用した送達を断念し、特許法第190条に基づく郵便による送達に切り替える運用を行っている。

このように、現在のオンライン送達制度においては、送達の効力発生までに期間を要する場合があります、また、特定通知等を書面の形で発送することなどにより、書面管理等のコストが発生している状況である。

この点、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（以下「改正民訴法」という。）において、電子情報処理組織を使用して電磁的記録を送達する制度が新たに導入され、電子情報処理組織による送達の効力発生時期については、送達を受けるべき者が閲覧した時、若しくは自己のファイルに記録した時、又は送達すべき書類の閲覧若しくは記録をすることができる措置を講じた旨の通知が発せられてから1週間を経過した時のいずれか早い時と規定された（改正民訴法第109条の3）。

特許法令では、改正民訴法で規定するような裁判所の行為から一定期間を経過した時に送達の効力が発生する旨の規定はないところ、改正民訴法と同様に、特許庁の行為から一定期間を経過した時に効力が発生する旨の規定を設けることで、オンライン送達の効力発生時期に関する不安定さを解消し、書面管理等のコストについて一層の削減を図ることとした。

2. 改正の概要

改正民訴法における電子情報処理組織を使用する送達制度の導入を踏まえ、特定通知等の到達の効力発生時期について定める特例法の規定を改正

し、特定通知等は、特定通知等の相手方の電子計算機に備えられたファイルへ記録された時、又は特許庁が、相手方がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる措置をとった日から10日を経過した時のいずれか早い時に、相手方に到達したものとみなすこととした。

3. 改正条文の解説

(1) オンライン送達制度の見直し

◆特例法第5条

(電子情報処理組織による特定通知等)

第五条 経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限る。

2 前項の場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、次に掲げる時のいずれか早い時に、当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

一 特定通知等の相手方が当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録をした時

二 特許庁が、前号の記録をすることができる措置をとった日から十日を経過した時

4 特定通知等の相手方がその責めに帰することができない事由によって前項第一号の記録をすることができない期間は、同項第二号の期間に算入しない。

5・6 (略)

① 電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出
(第1項)

改正民訴法第109条の2第1項の例に倣い、電子情報処理組織を使用する特定通知等は、相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出をしている場合に行うことができる旨を特例法第5条第1項に規定することとし、届出の方式は経済産業省令で定めることとした。

② 電子情報処理組織により行われた特定通知等の到達の効力発生時期
(第3項)

電子情報処理組織を使用して行う特定通知等の到達の効力発生時期に関して、特例法第5条第3項を改正し、特定通知等の相手方の電子計算機に備えられたファイルへ記録された時、又は特許庁が、相手方がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる措置をとった日から10日を経過した時のいずれか早い時に、相手方に到達したものとみなすこととした。

③ 期間の不算入 (第4項)

改正民訴法第109条の3第2項の例に倣い、例えば天災や特許庁のシステムメンテナンス等により出願人等が特定通知等を受け取ることができない期間等、出願人等がその責めに帰することができない事由によって特例法第5条第3項第1号の記録をすることができない期間は、同項第2号の「十日」の期間に算入しないこととした。

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出の特例

◆特例法第5条の2

(電子情報処理組織による特定通知等を受ける旨の届出の特例)

第五条の二 前条第一項ただし書の規定にかかわらず、手続について委任を受けた代理人（代理を業として行う者に限る。）に対する特定通知等は、その者が同項ただし書の届出をしていない場合であっても電子情報処理組織を使用して行うことができる。

改正民訴法第109条の4の例に倣い、手続について委任を受けた代理人（代理を業として行う者に限る。）に対する特定通知等は、その者が特例法第5条第1項ただし書の届出をしていない場合であっても、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした（改正法附則第1条第3号）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第6条第1項

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第六条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第五

条第一項に規定する特定通知等を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前においても、同項ただし書の規定の例により、届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項ただし書の規定による届出とみなす。

2 （略）

改正後の特例法第5条第1項の規定により、電子情報処理組織による特定通知等については、同項ただし書に規定する電子情報処理組織による特定通知等を受ける旨の届出があった場合に限り、行うことができることとした。

この点、改正法施行日以後に当該届出の提出を認めることとする場合、施行日以後当該届出があるまでの期間は、オンライン送達を希望する出願人等に対しても、書面により発送をしなければならないという事態が生ずる可能性がある。

このため、特例法第5条第1項に規定する特定通知等を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同項ただし書の例により届出を行うことができることとし、この場合において、当該届出は、改正法施行日以後、改正法に基づく届出とみなす旨の経過措置を置くこととした。

本経過措置により、オンライン送達を希望する出願人等は、改正法施行日以後に速やかに電子情報処理組織によって特定通知等を受けることが可能となる。